

品目横断的経営 安定対策等について



問

WTO関連、国際ルール強化等の状況のなか、平成19年度より、意欲と能力のある担い手（認定農業者）を対象とし、経営の安定を図る施策として、農政改革三法案が先頃可決された。

本町での認定作業も終盤となったが、現在の認定率を伺う。

未認定農家の営農持続希望はないか伺う。

生産実績について、実績の無い畑（野菜、草地など）、新規就農者などに対し、畑地の移動に影響があると思われるが対応を伺う。

もう一方の新施策（集落営農と農地、水、環境の保全向上対策）も平成19年度から始まる。

目的、趣旨は脆弱化しつつある地域共同活動を再構築し、資源を適切に保全するとともに、農村環境保全など、地域活動の支援とあるが、目標をみると、小

河川、排水路の保全管理、農道の保守、パイプライン（畑かん等）保守管理、農村景観の保全、化学肥料、農薬の低減等と新しい集落づくりが求められ、町としての持ち出しもあり、財政

厳しい状況は分かるが、早急な対応が必要と思われる。忠類地区の中山間地域直

接支払交付金との兼ね合いもあり、地域の理解を得る為にも早急に知らしめる必要があると思うが町長の考えを伺う。

町長

本年5月末時点での認定者数、認定率は、平成17年度農林業センサスにおける農家戸数694戸のうち認定者数は547戸で、認定率78・8％となっている。内訳は、幕別地区589戸のうち488戸が認定を受けており82・9％、忠類地区が105戸のうち59戸が認定を受け、56・2％となっている。

未認定農家の営農持続希望については、手続きが済んでいない農業者で、認定

農業者になれないと推測できる農業者が21戸ある。この方々については、所得の把握、農地の面積等の確認をしているが、現行制度の中では、対象にならないと推測される。町として、この方々に今後も営農の持続を希望しているかどうかの意思確認はしていない。

離農地を買った農業者が、その農地が小麦などをつくっていない場合、過去の生産実績に基づく制度では、交付金の対象にならない。

また、新規に就農された方が土地を求めたとき、小麦等をつくっていなかった土地を購入した場合、交付金の対象にならないというような、制度上の矛盾があり、現在、国は検討を始め、最終的に農家個人の生産実績に基づく手法に変更しようと、細部を詰めている状況である。

農地・水・環境保全向上対策の主な内容は、農地・農業用水等の保全や化学肥料・農薬の低減を共同で取

り組む組織に支援をするものである。

支援の内容は、地域の活動組織が資源の適切な保全管理、環境資源の向上、生産資源の向上について活動を行うことに対し、支援を行う。

化学肥料や農薬の使用量を5割以上低減する営農活動に対し、事業を実施する地域の活動組織、または取り組み農家に対して支援するが、その具体的支援内容

は今年の秋までに決定される状況である。

事業の取り組みは、現在、町で実施している明渠愛護組合への補助制度、農地排水向上対策事業補助金やふるさと土づくり事業補助、忠類地域での中山間地域等直接支払制度との整合性も勘案する必要があり、新たな組織づくりも必要となることから、今後、関係機関とも十分協議し対応したい。



町内の小麦畑の様子